

にしたまICT医療ネットワーク協議会規約

(目的)

第1条 西多摩地域における医療資源を有効に活用し、より安全で質の高い医療を効率的・効果的に提供するとともに、より安心できる地域医療を目指すため、情報通信技術（ICT）を活用した医療情報ネットワークの構築に係る調整・意見交換の場として、にしたまICT医療ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 医療情報の共有化（地域連携パスの電子化を含む）を推進する事業
- (2) 医療情報連携に関する調査事業
- (3) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成団体・役員)

第3条 協議会を構成する団体（機関）及び役員は、別紙のとおりとする。

- (1) 会長は一般社団法人西多摩医師会の長をもってこれに充てる。
- (2) 副会長は会長が任命する。

(職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(協議会の決定事項)

第5条 協議会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他協議会の運営に必要なこと

(協議会の開催)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長とする。
- 3 協議会の議決は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(検討委員会)

第7条 医療情報連携に関する専門的事項を検討させるため、協議会に検討委員会を置くことができる。

- 2 検討委員会は、役員が指定する者により構成し、検討委員会の委員長及び副委員長は会長が指名する。

(経費)

第8条 協議会の経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計)

第9条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局を一般社団法人西多摩医師会に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の議決を経て、会長が定める。ただし、協議会を招集する時間的余裕がない場合は、会長が決定し、次の協議会で承認を受けるものとする。

附則

この規約は、平成30年7月24日から施行する。

令和2年1月28日 改定

(別紙)

構成団体・機関

(1) 医師会

西多摩医師会

(2) 病院

青梅市立総合病院、大久野病院、多摩リハビリテーション病院、公立福生病院、公立阿伎留医療センター、あきる台病院、高沢病院、日の出ヶ丘病院、羽村三慶病院、武蔵野台病院

(3) 保健所

西多摩保健所

役員

役職名	左欄の役職に充てる者
会 長	西多摩医師会 会長
副会長	医療法人社団和風会 理事長
役 員	青梅市立総合病院 院長
役 員	医療法人財団利定会 理事長
役 員	西多摩保健所 所長
役 員	公立福生病院 院長
役 員	公立阿伎留医療センター 院長
役 員	あきる台病院 院長
役 員	高沢病院 院長
役 員	羽村三慶病院 院長